

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区いじめ防止対策推進条例(令和3年条例第18号。以下「条例」という。)第14条第6項の規定に基づき、大田区いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 対策委員会の委員は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 教育委員会は、委員の委嘱後、条例第15条第1項に規定する重大事態の関係者との利害関係が明らかになる等、当該委員が中立かつ公平な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があるときその他必要があると認めるときは、当該委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第4条 対策委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議は、非公開とする。ただし、大田区情報公開条例(昭和60年条例第51号)第9条第2項各号に掲げる情報が公になるおそれがない場合にあつては、対策委員会が会議に諮った上で、会議の全部又は一部を公開することができる。
- 4 前項ただし書の場合において、委員長は、傍聴人の数を制限することができる。
- 5 対策委員会は、必要があると認めるときは、会議に諮った上で、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 対策委員会は、必要に応じ、会議の議事録又は議事要旨を作成し、これを保存しなければならない。

(調査)

第5条 対策委員会は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、次に掲げる方法により調査を行うことができる。

- (1) 教育委員会の委員、教育委員会事務局及びいじめが行われた学校(以下「当該学校」という。)の職員(過去に教育委員会事務局及び当該学校に勤務していた者を含む。)並びに当該学校の児童等(当該学校の児童等であった者を含む。)及びその保護者その他関係者(以下「調査対象者」という。)に事実関係、意見等に関する陳述、説明等を求めること。
  - (2) 調査対象者に対し、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は当該学校その他の関係する現場において資料等の確認若しくは説明を求めること。
  - (3) 関係機関等に照会し、必要な事項の報告及び協力を求めること。
- 2 対策委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。
- (当事者からの意見聴取)

第6条 対策委員会は、当該学校及び教育委員会並びに調査対象者から意見表明の申出があったときは、当該申出に基づき、その意見を聴取することができる。

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 対策委員会の庶務は、教育委員会事務局指導課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、対策委員会に関し必要な事項は、委員長が対策委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。